

医療行為 = 診療・検査・介護領域における =

【前振り】

一言に医療行為といっても様々な行為があります。

大辞林によると「免許をもった医師のみが行うことのできる診断・治療など。」と記されていることから、医師の免許を持たない何人も医療行為は出来ないというわけです。勿論、臨床検査技師の国家資格があっても同様に医療行為は出来ません。

ところが現実には医療の現場において医師以外のものが医療行為あるいはそれに類似する行為またはどちらとも判断のつきかねる行為を行っていることがあります。

これが「医師の手足論」という考え方です。

【ちょっと待って！医療行為って何？】

医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 17 条において、「医師でなければ医業をなしてはならない」（業務独占）とされ、これに違反すれば同法第 31 条第 1 号の規定により 2 年以下の懲役又は 2 万円以下の罰金に処せられます。このように医師に医業を独占させ無免許での医業を禁止している要旨は、国民の公衆衛生上の危害を未然に防止することにあります。ここでいう医業とは、「医行為を業として行うこと」とされています。

【では業とは？】

業とは、「反復継続の意思を持って行うこと」と大審院（昭 39 年）での判決があります。つまり、反復継続を意図的に行うものであり、緊急避難行為や偶然反復継続された行為には「業性」があるとは言えないことになります。また、「業」は不特定多数あるいは多数の人々を対象とし、自己や家族に対しての行為は反復継続の意思があっても除外されています。しかし家族に対しては自己と全く同じという訳にはいきません。（介護に医行為の一部が許されたこと。インスリン自己注射などがこれに当たります。）

【もう一度、医師の手足論】

医療現場での「医師の手足論」は、医師の監督や指示の下であれば、当該医療機関内で無資格者に医行為をさせても構わないという考え方です。この判例は“医師の指導監督の下に患者に危害を加える恐れのない範囲で、しかも医師の手足同然に使用される場合は、無資格者に治療行為の補助をさせても医師法違反にならない”というものです。しかし、この判例が出された当時は未だ医療界の法律は医師法しかなかったのに対し、現在は保健師助産師看護師法（保助看法）、診療放射線技師法、視能訓練士法等があるので、無資格者に医療行為をさせた場合には医師法違反にならなくても、看護業務をさせれば保助看法違反、診療放射線技師の業務をさせれば診療放射線技師法違反、視能訓練士の業務をさせれば視能訓練士法違反というように個々の領域の法律違反によって罰せられることになります。

【生理検査業務と採血行為は？】

平成 17 年度の臨床検査技師法の改正で省令に移管された生理検査 16 項目並びに採血行為は、医行為に等しく、保助看法の一部を拡大して臨床検査技師に業として許されている行為であります。

従って、16 項目以外の生理検査（省令に記載されていない検査項目）は臨床検査技師が業として行うことは出来ません。

【では？】

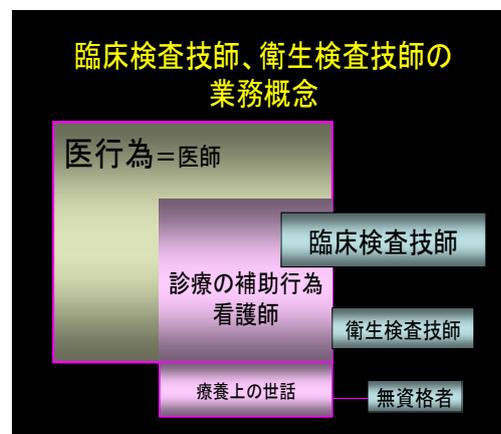
そうです。それでは業務拡大になりません。

実績を作っていかなければいけないのです。昨今の「チーム医療」等という言葉と「医療の高度化」から見ると狭間業務はまだあります。

そこで、法律の許す範囲の解釈を上手に活用し、

- ① カテーテルを用いる検査
- ② 薬剤、ガス（笑気）等を用いる検査
- ③ 体内に探触子を挿入する検査
- ④ 体内に深く（真皮以下）針を刺す検査
- ⑤ 放射線を用いる検査

などの行為を除き、“明らかに侵襲性が無く”“患者の安全が充分に保てる行為”で“医師や看護師との間で十分な話し合いと連携”のもとに、業務拡大に向けこの“医療行為”に対処することが必要と考えられます。



<記 小沼>